

[illegible]

1. 地方議会 2. 地方裁判所 3. 教育委員会 4. 行政審査会

1. 公債費 2. 民生費 3. 土木費 4. 衛生費

1. 名称は「規則」であり、地方公共団体の長である「首長（知事や市町村長）」が独断で決定する。

2. 名称は「政令」であり、内閣総理大臣を中心とした国務大臣で構成される「内閣」が決定する。

3. 名称は「法律」であり、国民から直接選挙で選ばれた国会議員で構成される「国会」が議決する。

4. 名称は「条例」であり、住民から直接選挙で選ばれた議員で構成される「地方議会」が議決する。

1. すべての地方事務を国の「機関委任事務」に統一すること
2. 二元代表制を廃止して議院内閣制を導入すること
3. 国から地方公共団体への権限の移譲
4. 地方議会の廃止と国会への統合

1. 地方債 2. 地方交付税交付金 3. 地方譲与税 4. 国庫支出金

1. 政令 2. 条例 3. 省令 4. 法律

1. 有権者が個別の案件に対して直接賛成・反対の意思を表明し、地域の意思決定に反映させる仕組みである。
2. 住民が地方公共団体の財務会計上の不正を疑った際に、監査委員に調査を依頼する仕組みである。
3. 有権者が自分たちの代表者を選出することで、間接的に地域の政治を運営させる仕組みである。
4. 条例の制定や改廃を求めるために、一定以上の署名を集めて首長に請求を行う仕組みである。

1. 観光客へのサービス向上のために、地域住民が新しい言語や文化を学ぶ機会が強制的に増やされること。
2. 観光関連の税収が増加することで、地域の公園や道路などの公共施設の整備が急速に進むこと。
3. 公共交通機関の混雑により、住民が通勤や通学のためにバスや電車を日常的に利用することが困難になること。
4. 観光客向けの土産物店が減少することで、地域の伝統的な産業が衰退し、失業者が増加すること。

1. 知る権利に基づき、憲法の改正を求める。

1. 請求内容を都道府県知事または総務大臣に報告し、承認を得た上で施行する	2. 請求を受理した後、自らの意見を付けて議会に付議し、その結果を公表する	3. 住民の要望に基づき、議会の議決を経ることなく直ちに条例を制定・公布する	4. 直ちに住民投票を実施し、その有効投票の過半数の賛成をもって成立させる
---------------------------------------	---------------------------------------	--	---------------------------------------

1. 請求を受けた首長は、議会の審議を経ることなく、直ちにその条例を制定しなければならない

2. 署名が有効であれば、議会での審議は行われず、直ちに住民投票によってその条例の成否が決定される

3. 請求を受けた首長は、その内容を検討し、拒否権を発動して議会への提出を差し止めることができる

4. 請求を受けた首長は、必ず議会を招集し、自らの意見を付けて議会に付議しなければならない

1. 公的扶助 2. 共助 3. 自助 4. 公助